

厚生労働省  
東京労働局発表  
平成22年5月14日

担	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 松田 明 主任監察監督官 多田 信克 電話：3512-1612(内線6403)
当	3512-1537(時間外直通)

## 平成21年賃金不払事案（申告事件）の処理状況の概要

【件数・対象労働者・不払金額とも大幅に増加し、  
件数・対象労働者は過去10年で最多】

### 〈東京労働局における平成21年賃金不払事案（申告事件）の概要〉

不払事案件数	5,026件 (対前年比 +1,327件 +36%)
対象労働者数	10,506人 (対前年比 +3,427人 +48%)
対象不払金額	56億790万円 (対前年比+18億3586万円 +49%)

- 東京労働局（局長 東 明洋）は、管下18労働基準監督署・支署における平成21年（1月から12月）に受理した申告事件（注）の中で取り扱った賃金不払事案及び未払賃金立替払制度の運用状況の概要を取りまとめた。
- 平成21年は、厳しい経済情勢の下、企業倒産等による賃金不払事案が大幅に増加し、件数・労働者数は過去10年で最多となった。
- 取りまとめ結果は、別添のとおり。

（注）「申告」とは、労働者から労働基準監督機関に対して、労働関係法令に係る違反事実の通告がなされることをいい、これを受理した労働基準監督官は、事業場への臨検等により違反事実の有無を確認し、違反事実が認められた場合には、事業主にその是正を勧告し、改善させることにより労働者の救済を図ることをいう。

**ポイント1**・・・賃金不払事案は大幅に増加し、件数及び労働者数は過去10年で最多

【賃金不払事案の件数、労働者数、金額の状況（別添グラフ1・表1）】

平成21年に受理した申告事件のうち賃金不払事案は、件数で5,026件（前年比36%増）、対象労働者数で10,506人（前年比48%増）、金額で56億790万円（前年比49%増）であった。

平成16年から減少傾向であったが、平成21年は件数、労働者及び金額とも大幅に増加し、件数及び労働者数は過去10年で最多となった。

**ポイント2**・・・業種別にみても、ほぼすべての業種で増加。

特に、金融広告業と清掃・と畜業において著しく増加。

【賃金不払事案の業種別の内訳（別添グラフ2・表2）】

対象労働者数、金額ともに業種全体で増加しているが、主な業種で顕著な増加傾向が認められたものは次のとおり（その他事業を除く、件数順）。

- ①商業（前年比件数24%増、労働者数24%増、金額54%増）
- ②接客娯楽業（前年比件数37%増、労働者数27%増、金額2倍）
- ③建設業（前年比件数28%増、労働者数18%増）
- ④金融・広告業（前年比件数48%増、労働者数95%増、金額3.6倍）
- ⑤教育・研究業（前年比件数48%増、労働者数30%増）
- ⑥製造業（前年比件数29%増、労働者数14%増、金額1.9倍）
- ⑦清掃・と畜業（前年比件数58%増、労働者5.2倍、金額5.2倍）

### ポイント3・・・解決・救済された労働者の割合は68%、金額は65%

#### 【解決・救済された労働者数・金額の割合（別表3）】

労働基準監督署では、これら賃金不払事案を把握した場合には、臨検監督を実施する等により、事業主に対して是正を指導し、早期の解決を図っている。

さらに、会社が倒産等に至った場合には可能な限り「未払賃金立替払制度（注1）」を適用し、実質的救済を図っている。

平成21年に完結した事案における労働基準監督署の指導による解決状況は、件数2,205件、対象労働者3,453人、金額14億99万円であり、労働基準監督署が処理した未払賃金立替払制度による救済は、企業数402件、対象労働者3,001名、金額17億5846万円であった。

したがって、賃金不払事案のうち、こうした制度により解決・救済された労働者は6,454人（賃金不払事案の68%）、金額は31億5946万円（賃金不払事案の65%）であった（注2）。

なお、東京労働局では、重大・悪質な賃金不払事案については、労働基準法違反被疑事件として司法処分が付することとしており、平成21年の賃金不払事案の送検件数は、総送検件数（60件）の35%の21件であった。

（注1）未払賃金立替払制度は、企業の倒産等のために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、一定の条件を満たす場合にその未払賃金の一定範囲について事業主に代わって政府が支払う制度。

労働基準監督署においては、破産等法律上の手続がとられていない中小企業に係る事実上の倒産について、未払賃金立替払制度の適用手続を行っている。

（注2）労働基準監督署による行政指導及び未払賃金立替払制度の適用による解決・救済のほか、破産等法律上の手続がとられた場合には、労働者は労働基準監督署による手続を経ずに未払賃金立替払制度により救済される場合がある。

### ポイント4・・・大型の賃金不払事案（不払額1000万円以上又は対

#### 象労働者50名以上のもの）は24件

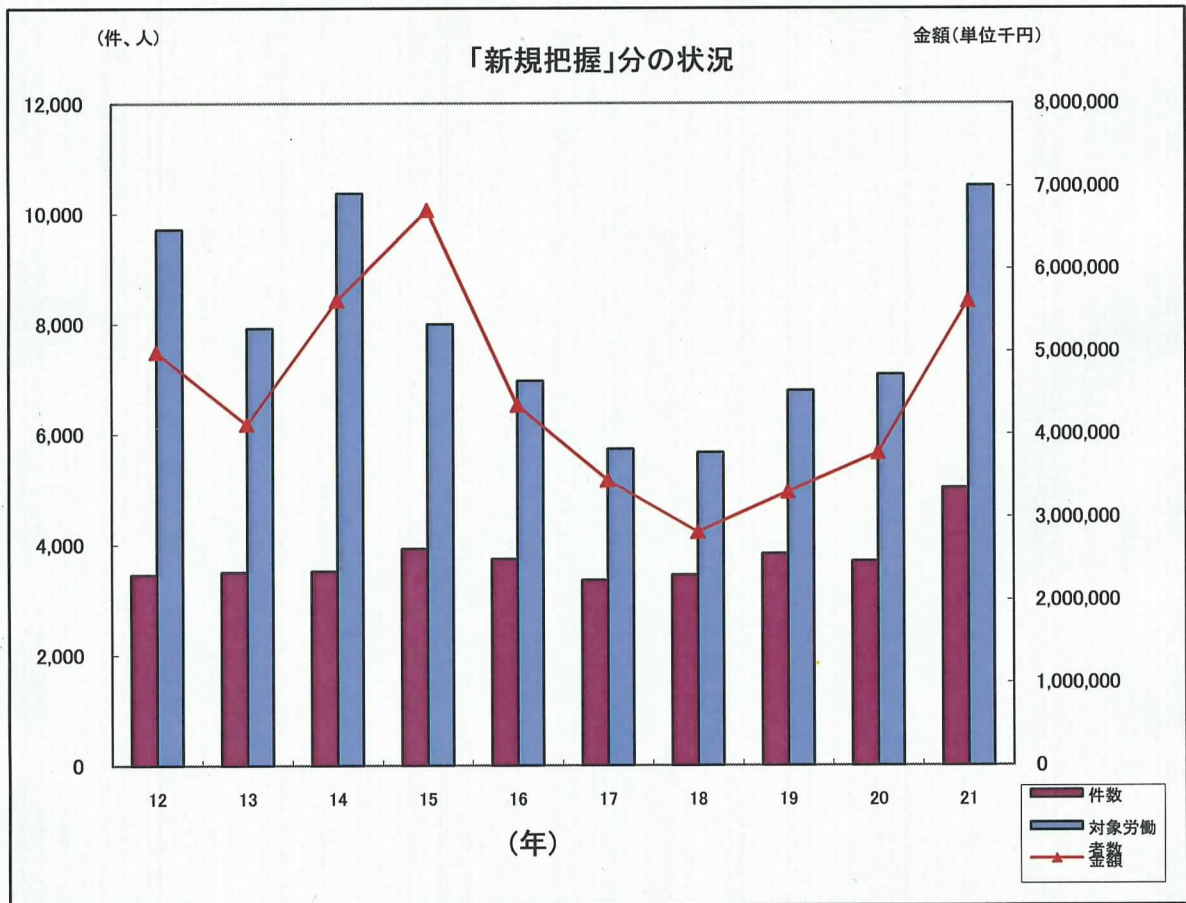
#### 【賃金不払大型事案の概要（別表4）】

平成21年において、労働基準監督署の指導又は未払賃金立替払制度により賃金不払額1000万円以上又は対象労働者50名以上が解決・救済された大型事案について、対象企業数は24件であった。

労働基準監督署の指導による解決事案のうち、1企業での最多労働者数は1158名、最多不払額は3058万円、労働基準監督署が処理した未払賃金立替払制度による救済事案のうち、1企業での最多労働者は86名、最多不払額は4447万円であった。

※5月14日付発表文に一部誤りがあり、12月3日付で訂正しております。

(グラフ1) 貸金不払事案の件数、労働者数、金額の状況

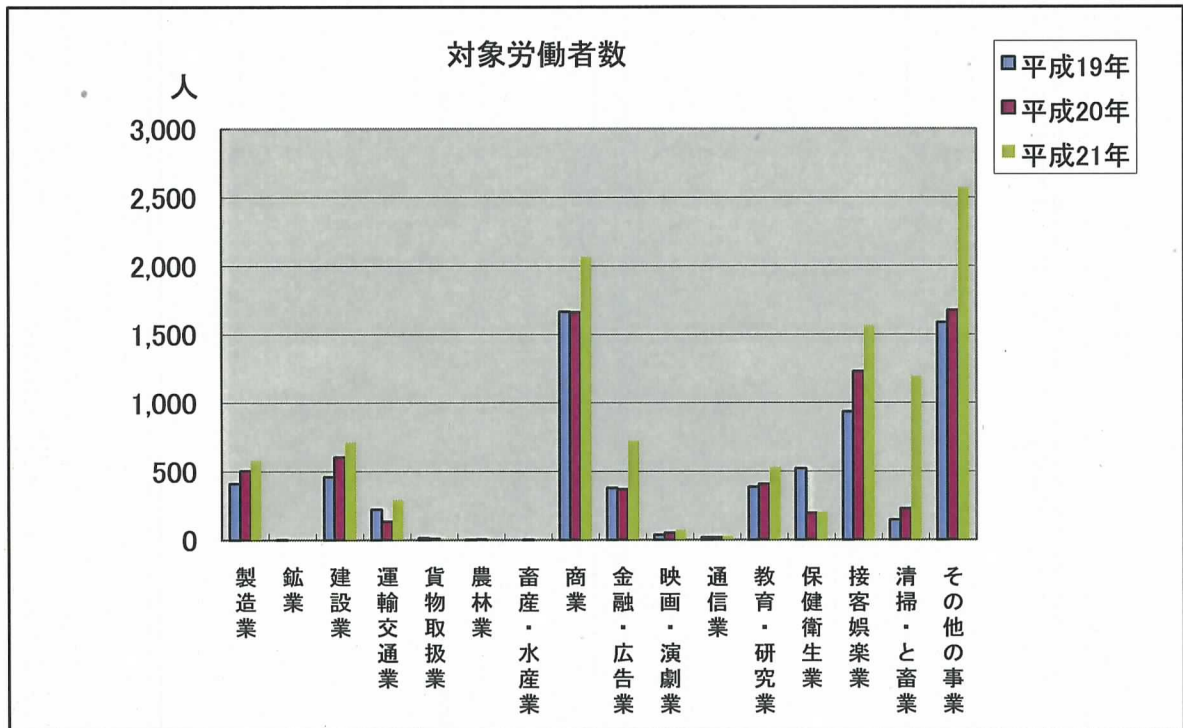
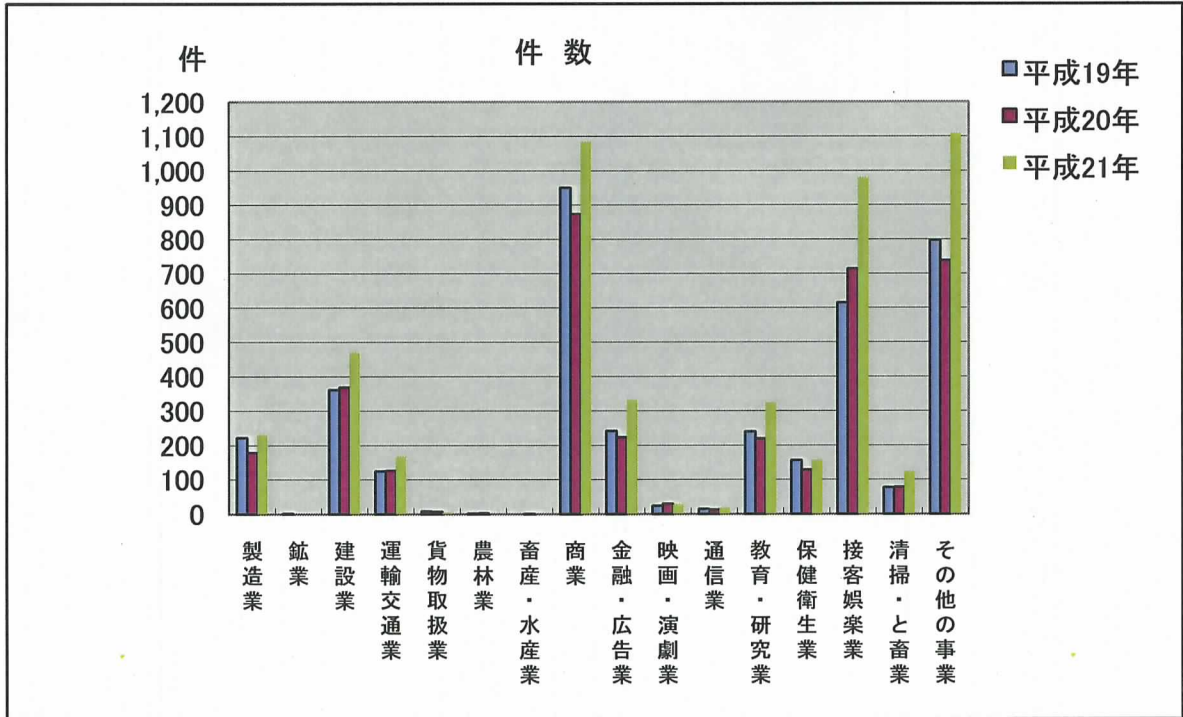


(表1)賃金不払事案の件数、労働者数、金額の状況・推移

年	「新規把握」分					「取り扱った」もの(注1)			指導により解決したもの		
	件数 (件)	1件当 り不払 額 (千円)	対象労働 者数 (人)	労働者 1人当 たり 不払額 (千円)	金額 (千円)	件数 (件)	対象労働 者数 (人)	金額 (千円)	件数 (件)	対象労働 者数 (人)	金額 (千円)
12	3,454	1,445	9,714	514	4,991,584	4,014	13,774	6,139,769	1,474	5,398	2,100,541
13	3,502	1,176	7,920	520	4,119,143	4,148	10,024	4,971,543	1,636	2,882	1,278,673
14	3,520	1,595	10,368	542	5,615,077	4,125	12,573	6,513,905	1,612	5,467	1,097,530
15	3,925	1,710	7,993	840	6,710,444	4,549	9,496	8,269,160	1,604	3,114	1,309,184
16	3,741	1,162	6,964	624	4,347,708	4,327	8,131	5,167,282	1,799	2,924	1,599,743
17	3,361	1,024	5,729	601	3,441,828	3,914	6,888	4,086,618	1,551	1,959	1,127,110
18	3,453	816	5,666	497	2,818,772	3,914	6,360	3,128,045	1,715	2,662	922,078
19	3,833	861	6,786	486	3,300,898	4,327	7,553	3,836,458	1,803	2,676	977,673
20	3,699	1,020	7,079	533	3,772,037	4,242	8,059	4,272,563	1,809	2,641	760,224
21	5,026	1,116	10,506	534	5,607,901	5,507	11,390	6,137,395	2,205	3,453	1,400,994

(注1) 「取り扱った」ものは、当年新規把握と前年に把握し処理を当年まで継続した事案の合算である。

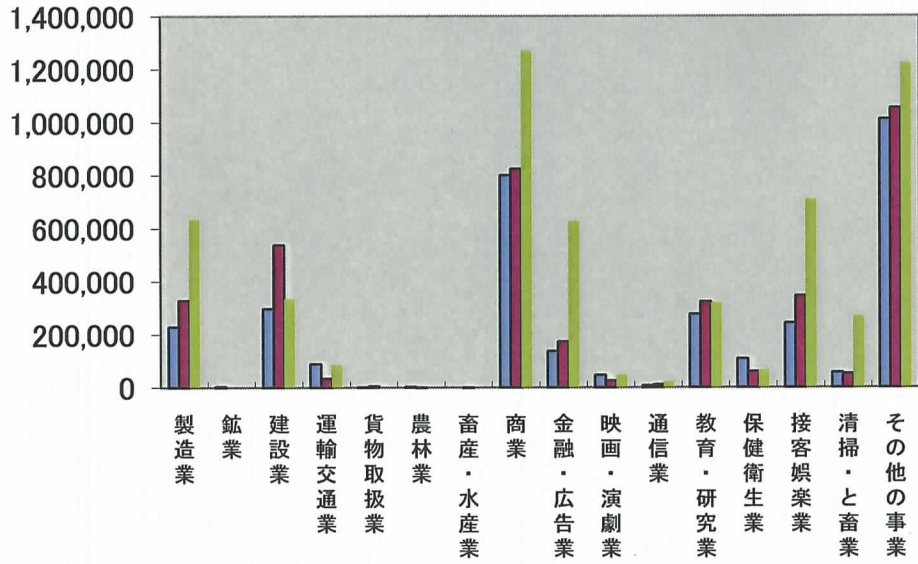
(グラフ2) 賃金不払事案の業種別の内訳



# 賃金不払額

(千円)

■平成19年  
■平成20年  
■平成21年



(表2)賃金不払事案の業種別の内訳

業種	区分			件数(件)			対象労働者数(人)			金額(千円)		
	平成	平成	増減率	平成	平成	増減率	平成	平成	増減率	平成	平成	増減率
	20年	21年	(%)	20年	21年	(%)	20年	21年	(%)	20年	21年	(%)
製造業	178	230	29.2	504	575	14.1	327,711	635,586	93.9			
鉱業	0	0		0	0		0	0				
建設業	368	470	27.7	603	709	17.6	537,691	333,608	△ 38.0			
運輸交通業	126	167	32.5	134	290	116.4	33,557	85,911	156.0			
貨物取扱業	7	5	△ 28.6	8	6	△ 25.0	4,696	1,170	△ 75.1			
工業的業種計	679	872	28.4	1,249	1,580	26.5	903,655	1,056,275	16.9			
農林業	3	0		3	0	△ 100.0	247	0	△ 100.0			
畜産・水産業	1	1	—	1	1	—	142	30	△ 78.9			
商業	873	1,084	24.2	1,662	2,062	24.1	824,665	1,269,867	54.0			
金融・広告業	223	331	48.4	368	718	95.1	173,225	627,136	262.0			
映画・演劇業	30	28	△ 6.7	49	71	44.9	25,656	47,009	83.2			
通信業	13	18	38.5	17	25	47.1	11,146	21,542	93.3			
教育・研究業	219	324	47.9	405	527	30.1	323,485	319,119	△ 1.3			
保健衛生業	128	157	22.7	195	200	2.6	59,790	65,672	9.8			
接客娯楽業	714	980	37.3	1,229	1,562	27.1	344,558	709,174	105.8			
清掃・と畜業	78	123	57.7	226	1,190	426.5	51,459	267,529	419.9			
その他の事業	738	1,108	50.1	1,675	2,570	53.4	1,054,009	1,224,548	16.2			
非工業的業種計	3,020	4,154	37.5	5,830	8,926	53.1	2,868,382	4,551,626	58.7			
合計	3,699	5,026	35.9	7,079	10,506	48.4	3,772,037	5,607,901	48.7			

(注)増減率(単位%)については、小数点第2位を四捨五入して算出しており、△は減少していることを示す。



(表3)賃金不払事案の労働基準監督署における処理状況(解決・救済の割合)

		件数	対象労働者	金額(千円)
平成20年繰越分		481	884	529,494
平成21年新規把握		5,026	10,506	5,607,901
平成21年に取り扱ったもの (平成20年繰越分+平成21年新規把握)……①		5,507	11,390	6,137,395
平成21年に処理が完結したもの (平成21年取扱分①-平成22年繰越分)……②		4,754	9,498	4,860,607
		100%	100%	100%
処理状況	労働基準監督署の指導により解決……③	2,205	3,453	1,400,994
		46.4%	36.4%	28.8%
	未払賃金立替払制度の適用による救済……④	402	3,001	1,758,463
		8.5%	31.6%	36.2%
	解決・救済の合計 ③ + ④	2,607	6,454	3,159,457
		54.8%	68.0%	65.0%

※処理状況欄の%は、平成21年完結分②を100%とした場合の構成比を示す。

(表4) 主な大型賃金不払事案  
(賃金不払額1000万円以上又は対象労働者50名以上)

業種	事案概要	対象労働者	解決・救済額
清掃業	年次有給休暇取得時の賃金に諸手当が算入されておらず、労働基準監督署が指導を行った結果、不足分が支払われたもの。	277名	3058万円
病院	医師の当直勤務に対する割増賃金が一部不足しているとともに、管理不徹底による労働時間未把握分の賃金不払が発生しており、労働基準監督署が指導を行った結果、不足分が支払われたもの。	1158名	2195万円
社会福祉施設	時間外・休日労働に対する割増賃金が不払となっており、労働基準監督署が指導を行った結果、不足分が支払われたもの。	29名	1473万円
広告業	経営不振から倒産となり、労働基準監督署の処理により、未払賃金立替払制度による救済を図ったもの。	86名	4447万円
運輸交通業	時間外労働に対する割増賃金及び年次有給休暇取得時の賃金が不足しており、労働基準監督署が指導を行った結果、不足分が支払われたもの。	53名	1040万円